

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は、ふるさと教育推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）2に規定する事業とする。

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	市町村教育委員会における事業費		
	市町村の取組推進に係る経費	中学校区支援体制整備に係る経費	学校の取組推進に係る経費
算出基礎	60千円	中学校区×@25千円	各小学校・中学校×@70千円
交付金の対象経費	学校支援ボランティア謝金・需用費・旅費・役務費・使用料及び賃借料。（ただし、飲食物費及び活動に参加する児童・生徒の材料費・保険料等実費は除く。）		

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(交付申請)

第5条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に収支予算書（別紙様式1-1、1-2）を添えて、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

(概算払)

第6条 教育長が、必要と認めるときは、市町村の請求に基づき概算払いができるものとする。
2 市町村は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 市町村は、事業の内容を変更（ただし、交付金の額に影響を及ぼさないなど軽微な変更は除く）するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 市町村は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に収支決算書（別紙様式1-2）を添えて、教育長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月12日から施行し、平成26年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度交付分から適用する。